

令和7年2月

大木町農業委員会総会

議 事 録

令和7年2月作成

令和7年2月大木町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 大木町役場 3階 第1会議室

3. 総会構成員現在総数 18名

4. 出席委員 (18名)

- 1番 松本 久吉
- 2番 菰方 利幸
- 3番 岡崎 良輔
- 5番 中島 智道
- 6番 廣松 伸幸
- 7番 小林 律子
- 8番 池口 活友
- 9番 平木 俊博
- 10番 田中 良二
- 11番 荒巻 明子
- 12番 熊本 森行
- 13番 北島 秀一
- 14番 塚本 英統
- 15番 今村 真由美
- 16番 山口 茂徳
- 17番 牟田口 美智子
- 18番 松永 静義
- 19番 井手 正宏 (会長)

5. 欠席委員 (0名)

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 鶴岡 寛士
- 書記 高田 翔太

7. 議事内容

1. 報告

- 1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 議事

- 1) 農地法第5条第1項の許可申請について
- 2) あっせん譲受希望申込みについて
- 3) 大木町農用地利用集積計画の決定について

8. 会議の概要

議 長

皆さんこんにちは。

大変寒い日が続いていますが、全員出席で風邪もなく出席していただきありがとうございます。

先週7日に白石町農業委員会より視察研修に見えられ、意見交換をおこないましたが、やはり大木町より進んでいるのは間違いないです。

話の中で一番びっくりしたのが、田んぼの借地料が、16,000円が平均で、レンコンをする分が45,000円だそうです。

大木町の12,000円というのは、安いねと言われ、大木町の土地を借りてレンコンを作ろうかなという冗談もでました。

レンコンは、大木町に適してますよということでした。

それでは大木町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。

では只今より、2月の農業委員会総会を開催いたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようお願いいたします。

本日の議事録署名人を、5番委員中島委員、7番委員小林委員をお願いいたします。

それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(朗読説明「省略」)

議 長

事務局の朗読説明が終わりました。報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農地法第5条第1項の許可申請について」を議題といたします。

番号1番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局	(朗読説明 「省略」)
議長	事務局の朗読説明が終わりました。 現地調査の結果について、現地調査委員の中島委員の意見をお願いします。
中島委員	2月6日、事務局長と小林委員と現地調査に行ってきました。 いま、事務局より説明があつて、資料を見てもらえばわかりますが、元は狭い畑だつたと思いますが、周りは道路と水路です。ここに宅地及び駐車場を作るということで聞きましたが、状況からして、周りに田んぼはないですし、問題ないと思いますので、皆様のご審議、よろしくをお願いします。
議長	続いて、地元委員の意見ですが、私の担当地区ですので意見を申し上げます。
井手会長	1月26日に行政書士が自宅に来られ、説明をしていただきました。 その後、現地を確認に行きましたが、周りは宅地ばかりで事務局から報告があつたとおり、第3種農地で何ら問題がないと思われます。 畑を今まで作つてあつた状況であり、今後は店舗を建て、残りは駐車場にされるということですので問題ないと思つております。よろしくをお願いします。
議長	現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	(意見なし)
議長	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 番号1番を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	(全員挙手)
議長	全員賛成と認め、番号1番を承認することに決定いたします。 次に番号2番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	(朗読説明 「省略」)
議長	事務局の朗読説明が終わりました。 現地調査の結果について、現地調査委員の小林委員の意見をお願いします。

小林委員 事務局と中島委員と現地調査をおこないました。
先ほど事務局から報告があったとおり、別段田んぼがすぐそばにある状況ではなく、排水関係もちゃんとしてあるので差し支えないと思っております。それとこの農地ですが、不動産をとおして売買される予定なので、何ら問題ないと思います。

議 長 続いて、地元委員の塚本委員の意見ををお願いします。

塚本委員 去年の11月26日頃に行政書士が見えて、説明がありました。
そのあと現地を確認に行きました。申請してある用地は耕作放棄地で、周囲は住宅地で問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。皆さんの意見ををお願いします。

菰方委員 いいですか？

議 長 はい。

菰方委員 用悪水路となっていますが、用水路と用悪水路の違いはなんですか？

事務局 登記の地目は用悪水路という名称になっています。
基本的には登記に表示された名称を記載しています。
水路や堀とか色々名称はあるかもしれませんが、登記上の名称は用悪水路といった表示をされているということでもあります。

菰方委員 流れが悪いから用悪水路というわけではない？

事務局 流れがあっても用悪水路というのが登記上なっていて、流れが悪いからというわけではありません。
確かに悪という表現をされると、悪い水路と思えますが、単に登記上の名称となっているということをご理解いただきたいと思っております。

菰方委員 今回の案件は、流れ堀ではないということですか？溜まりですか？どこかに流れているのですか？繋がっていますか？

事務局 地元委員の小林委員さんをご存じですか？

小林委員 繋がっています。

議 長 他にありませんか？

各委員 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号2番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 (全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、番号2番を承認することに決定いたします。
次に番号3番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局 (朗読説明 「省略」)

議 長 事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の中島委員の意見を願います。

中島委員 2月6日事務局長と小林委員と現地調査に行ってきました。
先ほど事務局から説明があったように、半分は宅地で半分は畑ということで、家の両側には建設中の住宅と、既存の住宅が建っています。
北側に田んぼがありますが、ここは承諾書があるということです。
雨水なども事務局から説明があったとおり、前の側溝を使って用水路に流すということですので、特に問題はないかと思いました。
審議の程よろしく願います。

議 長 続いて、地元委員の廣松委員の意見を願います。

廣松委員 2月8日現地を確認しました。先ほど事務局及び現地調査委員から説明のとおり、一般住宅建設のための転用申請です。
隣接農地の承諾もあり、転用による農地の影響もなく問題ないと思いますので審議のほどよろしく願います。

議 長 現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見を願います。

菰方委員 いいですか？

議 長 はい。

菰方委員 ここに持分が記載されていますが、地目は1筆なのですが、分筆しなくてもそのまま持分としていけるということですか？

事務局 登記上は、持分の比率は分筆しなくても登記することができます。
今回はご夫婦なので、持分をお互い持って所有するといった形になるかと思えます。

菰方委員 こういった事例は結構ありますか？

事務局 そういった事例は多いと思います。実際分筆すると1本当たり20万から30万ぐらいかかるので、わざわざお金を出して分筆するよりは、ご夫婦の場合は持分といった形の方が多いかと思います。

菰方委員 こういった場合は、相続の時はどうなるんですか？

池口委員 持分でいいですよ。

松本委員 相続人がいるでしょう？

池口委員 どっちかが買うか、両方とも一緒に売るかですね。
まとまらないときは、分筆するといいいのでは？

事務局 もちろん権利関係は複雑になります。
一本化されたほうがいいのかとは思いますが、そこはそういった制度で持分ということができるので、その権利は止めることはできないので、相続は一般的には子供さんがいらっしゃって、そこが決めていくということになるかと思えます。

議 長 他にありませんか？

各委員 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号3番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 (全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、番号3番を承認することに決定いたします。

次に議案第2号「あっせん譲受希望申込みについて」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局 (朗読説明「省略」)

議長 事務局の朗読説明が終わりました。
あっせんの譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければならないので、この申込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。

各委員 (意見なし)

議長 意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
議案第2号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 (全員挙手)

議長 全員賛成と認め議案第2号を承認することに決定いたします。
次に、議案第3号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
整理番号1を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局 (朗読説明「省略」)

議長 事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の熊本委員の意見をお願いします。

熊本委員 11月中旬頃に売渡人が家の方に見えられました。
この売買については、今耕作している方が全部買われるとのことでした。
話が進みそうなので、何ら問題はないと思いますので審議のほどよろしくをお願いします。

議長 地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員 (意見なし)

議長 意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。

各委員
整理番号1を承認することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

議長
全員賛成と認め、整理番号1を承認することに決定いたします。
次に整理番号2を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局
(朗読説明「省略」)

議長
事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員
この売買に関しては、すでに買い手見込み者がおります。
その後、中間管理機構に申し込んであるようです。
2月5日に買い手の方から連絡があり、自宅に行って現地確認と売買のいきさつについて説明をしていただきました。
それによると、売り手が体力がなくなり経営縮小をしたいということで、買い手が話を聞いてそれならということで買う予定になったそうです。
特に問題はないと思いますのでよろしく願います。

議長
地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

岡崎委員
推進機構を使うときは、8反以上という条件があったのではなかったですか？

事務局
経営面積が8100㎡以上購入者の経営面積が必要になります。
今回の買い手の場合は160aとなっておりますので、基準は超えております。

議長
他にありませんか

各委員
(意見なし)

議長
意見もないようですので質疑を終わります。
採決いたします。
整理番号2を承認することに賛成の方は、挙手願います。

各委員
(全員挙手)

議 長

全員賛成と認め、整理番号2を承認することに決定いたします。
以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

9. 議案の賛否

1) 農地法第5条第1項の許可申請について

番号1 賛成 17名 反対 0名

番号2 賛成 17名 反対 0名

番号3 賛成 17名 反対 0名

2) あっせん譲受希望申込みについて

賛成 17名 反対 0名

3) 大木町農用地利用集積計画の決定について

整理番号1 賛成 17名 反対 0名

整理番号2 賛成 17名 反対 0名

10. 閉会の日時 令和7年2月10日(月) 午前11時00分

